

令和4年9月9日（金）午前9時30分より、9月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和4年10月7日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名7番、8番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外3名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 人・農地プランから地域計画について

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。なお、私が理事を務めている法

人の申請であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により私は退室しますので、議事進行は会長代理の樋口氏にお願いします。

(柳委員退室)

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は育苗及び大型機械清掃になります。
申請地は、農振農用地になりなりますが、先月用途区分の変更がなされ、農業用施設用地とされた農地です。耕作者の農事組合法人が、田植えの時期に苗を広げたり、機械清掃用地として利用されています。苗箱を約1万箱運ぶ際にぬかるみやすく、段差があつて運びにくいことから、作業効率を上げるために、道路高まで盛土する計画です。道路の向かい側には農事組合法人の倉庫があります。雨水は暗渠排水により、北側と南側の既存水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法面の計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、10年程前から農地の北側部分にコンクリート舗装をし、機械清掃のためのポンプの設置や育苗関連の備品倉庫としてコンテナを設置されていたため、始末書付きとなっております。

議長 樋口 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 黒岩委員 自分は問題ないと思います。

議長 樋口 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 苗も10年前から置いていたんですか。

事務局 辻 10年前は現在の農事組合法人の前身である集落営農組織が苗を広げられていたそうです。当時は4千箱程だったそうです。

議長 樋口 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは柳委員の入室をお願いします。

(柳委員入室)

議長 樋口 全員賛成で許可相当となりました。それでは議長を交代します。

議長 柳 ありがとうございます。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。
申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、申請地から500m以内に教育施設と医療施設があるため第3種農地判断となります。隣接する美容室の駐車場が不足しているため、来客用3台分の駐車場として利用する計画です。雨水は自然流下により、西側の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私から1つだけ聞きたいのですが、計画では縦列駐車で3台となっていますが、最初に来た人が出る時は入れ替えとかをするということですか。

事務局 辻 車がいっぱいの際はそのように対応されるそうです。

議長 柳 大変ですね。他に皆さんからなければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。隣接の宅地と一体利用で自己用住宅として利用する計画です。雨水は南側の道路側溝に接続する計画です。上水道は南側の道路、下水道は西側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロック2～4段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、今回の申請地は隣接宅地と一体で資材置場として利用されている状態だったため始末書付きとなっております。平成元年に時効取得されており、昔から農地としての利用はなされていなかったようです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 春日分なので昔のことが詳しく分かりませんが、面積もわずかなので、まあしょうがないかなとは思いました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 面積が小さくても大きくても関係ないんじゃないですか。

議長 柳 本人に悪意があったかどうかは重要になりますけど、今回のケースでは現在の所有者は数年前に相続されており、当時から農地の状態ではなかったため農地としての認識はなかったようです。また、農地法改正よりもずっと前から宅地の一部として使われていたようです。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は事務所及び資材置場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。同じ集落内の事業者が現在利用している土地の賃貸借契約の満了に伴い、事

務所と資材置場を移転するものです。雨水は南側の集水桝から東側の既存水路に放流する計画です。給水なし、汚水は汲み取り、雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段の新設と法面張りコンクリートの計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私です。現在の事業所はうどん屋の南側で契約が切れるということでの移転です。特に問題はないと思います。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場及び車庫になります。
申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。隣接宅地の駐車場が不足することから駐車場及び車庫を新設したいそうです。雨水は既存の集水桝から東側の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック1段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
1番 森田委員 平成4年頃に家が建っており、30年間はそのままになっています。農地部分については現在作物は耕作されておらず、草を刈って管理をしているようです。宅地部分と合わせるとちょっと面積は広いかなとは思いますが、農地の一部に芝を敷かれており、宅地のように見える部分があります。

事務局 辻 県の担当者と現地を確認した際に、芝の部分が宅地の一部として使用されているのであれば転用申請が必要になるのではないかとのお話はしております。申請者に確認したところ、草が生えてこないように芝を養生しているだけという話であり、宅地として使用しているわけではないとのことでした。

議長 柳 草を刈ってきちんと管理はされているようでしたね。皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田4筆2, 896㎡の売買で全体で60万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 価格は安いと思いますが、隣に川があり、周辺一帯の土地が低く水がかぶる所です。耕作したいと思う人はなかなかいないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。事務局は申請者にきちんと管理をするように伝えて

おいください。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆1, 009㎡の売買で全体で10万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

8番 矢野委員 申請者がずっと耕作されていた土地になります。所有者が複数人いたのを1人にまとめてようやく売買ができるようになったそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については1, 020㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は井手委員と平田委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1, 019㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は井手委員と平田委員の2名をお願いします。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については1, 106㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

15番 山見委員 借りてた方が耕作できなくなったため借り手を探してほしいそうです。

議長 柳 あっせん委員は山見委員と白石委員と森田委員の3名をお願いします。

続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番については①2, 123㎡の田②791㎡の田③697㎡の田3筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

9番 佐田委員 草が伸びてきており、ハウスの骨組だけ残っている農地です。農事組合法人にも相談はありましたが、法人では借りることはできませんでした。

議長 柳 あっせん委員は佐田委員と矢野委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。